平成２３年（フ）第３７１号
高知県香南市香我美町岸本996番地110
債務者　中澤　千春
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２１号
高知市桜井町２丁目６番１号　オブジェ１―304
債務者　久保田勇二
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１号
広島県三次市十日市西３丁目２番20号
債務者　高尾百合子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第５６号
北海道夕張郡栗山町継立176番地13　継立団地01―305号
債務者　三好　佳子（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６８号
北海道夕張郡長沼町東４線南７番地　南長沼団地Ａ―103号
債務者　對馬　廣敏
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７７号
北海道岩見沢市南町８条１丁目１番10号　インターハウス81―３号室
債務者　長田　　彰
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７８号
北海道岩見沢市南町８条１丁目１番10号　インターハウス81―３号室
債務者　長田　光江
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７９号
北海道夕張郡栗山町角田268番地１　曙団地６―２号
債務者　本田　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２７８号
神奈川県平塚市長持396番地の１　レオパレスサンデーⅣ109号室
債務者　石﨑　公之
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９７号
神奈川県小田原市西酒匂２丁目10番14―203号　第５メゾン星崎
債務者　坂本　髙広
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５９号
神奈川県平塚市万田994番地の１　カルム小向Ｂ―201
債務者　芹澤　章雄
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８９号
神奈川県平塚市豊田本郷1538番地
債務者　小水　久美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９４号
神奈川県厚木市山際956番地８
債務者　関　　伸孝
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９５号
神奈川県伊勢原市東大竹1130番地
債務者　藤原　　優（住民票上の姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４０１号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根55番地の７　レイクビュービラＡ102
債務者　田中　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４０６号
神奈川県厚木市緑ヶ丘２丁目15番10号　村井マンション203
債務者　斉藤　真彦
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４０９号
神奈川県伊勢原市上平間398番地
債務者　大島　一枝
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部